

物価高対策市民生活応援給付金について

国の「『強い経済』を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）」の一環として、物価高騰の影響を受ける家計への支援を迅速に図るため、「物価高対策市民生活応援給付金」を支給します。

1. 支給対象者 令和8年1月15日時点で狛江市の住民基本台帳に記録されている者

2. 支給額 1人当たり5,000円（世帯主に世帯の人数分を支給）

3. 手続き方法

◇「支給のお知らせ」が届いた方（原則手続不要）

市で世帯主の口座情報が確認できる世帯へは、3月上旬に「物価高対策市民生活応援給付金支給のお知らせ」を世帯主へ送付します。受取口座の変更又は受取辞退を希望する場合のみ、手続きが必要です。

※口座変更申請期限：令和8年3月13日まで（3月下旬振込予定）

◇「確認書」が届いた方（手続が必要な方）

市で世帯主の口座情報が確認できない世帯へは、3月下旬に「物価高対策市民生活応援給付金支給要件確認書」を世帯主へ送付します。オンライン又は郵送で、受取口座を申請していただきます。

※支給申請期限：令和8年5月29日まで（登録の時期に応じて、4月以降順次振込予定）

4. 支給のお知らせと確認書の発送予定件数 43,631世帯

5. 問い合わせ先 給付金コールセンター 0570-03-1116 市役所5階502会議室
給付金対策室（内線2502）